

年度末・年度初めの日曜日を開庁します

就職や転勤、就学などで、転出・転入の多くなる3月と4月の下記日曜日に、市役所(高瀬庁舎)を開庁します。ただし、国の機関や他市町への確認が必要な業務などは対応できないものがあります。

開庁日 3月23日(日)・3月30日(日)・4月6日(日)

受付時間 午前8時30分～午後5時

開庁場所 市民課ほか(高瀬庁舎1階) 73・3005

業務内容 住民の転出入の手続きと、それに伴う関連業務が主なものです。

市民関係

住民異動届の受付
住民票の写し・戸籍等の発行
印鑑登録・印鑑登録証明の発行
国民年金の手続き

福祉関係

国民健康保険・老人医療・福祉医療の手続き
介護保険認定者の転出入の手続き
高齢者福祉・生活保護・障害福祉の受付
児童手当・児童扶養手当の受付

教育関係

小中学校の児童・生徒の転出入の受付
幼稚園の園児の転出入の受付

税務関係

各種納税証明の発行
市税の納付

水道関係

三豊市水道局(62・1133)での手続きとなります。
開庁日以外の休日でも水道局で手続きができます。

各支所では、従来の日直業務は行っていますが開庁はしていません。

問い合わせ 市民課 73・3005

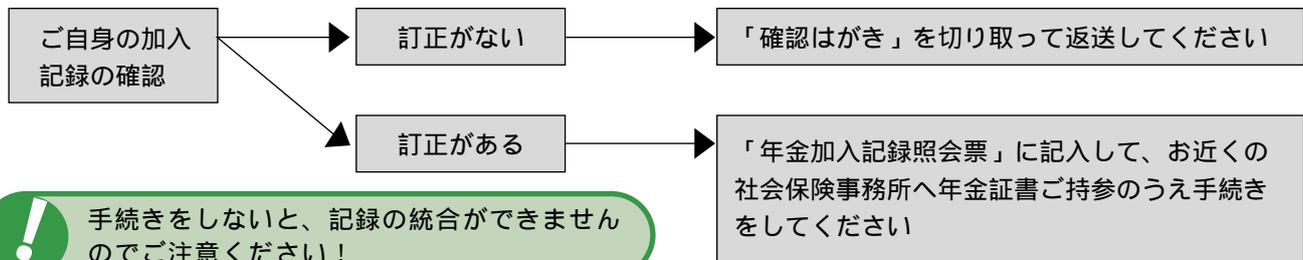
国民年金のお知らせ



ねんきん特別便が届いたら必ず確認を!!

昨年12月から、「ねんきん特別便」を社会保険庁から送付していますので、年金記録の確認をお願いします。

「ねんきん特別便」到着後の流れです。



! 手続きをしないと、記録の統合ができませんのでご注意ください!

平成8年12月以前に、旧姓で年金に加入していた人は、以前の記録が統合されていないことがあります。

これからの送付予定

- ・記録が結びつく可能性がある人.....平成20年3月までをめぐりに送付します。
- ・その他の人.....平成20年4月から10月までをめぐりに送付します。

問い合わせ ねんきん特別便専用ダイヤル 0570・058・555

国民年金保険料の納付についてのお知らせ

平成20年4月～平成21年3月分の国民年金保険料は、月々「14,410円」です。

保険料の「納付方法」のほか、「割引制度」などのお得な情報についてお知らせします。

納付方法

【現金支払い(納付書)】

「毎月納付」・「6カ月前納」・「1年前納」の納付書により納めてください。
前納希望の人は、「前納」と右側に記載された納付書をご使用ください。

【口座振替...4種類あります】

毎月納付(翌月末振替)

納期限(例えば5月分の保険料は、翌月の6月末日)に口座振替されます。割引はありません。

6カ月前納

毎年、4月末と10月末に6カ月分の保険料(例えば、4月末の振替は4～9月分)が振替されます。

1年前納

毎年、4月末に1年分(4月から翌年3月分)の保険料が振替されます。

平成20年度の1年前納および6カ月前納については、平成20年3月7日(社会保険事務所必着)で締め切らせていただきます。

毎月納付(当月末振替)

当月分の保険料を当月末に振替(例えば、5月分は5月末に振替)されます。

納期限の1カ月前に納付いただくことになるため、割引が適用されます。

なお、この方法による振替の場合は、最初の振替月に2カ月分(前月分と当月分)が振替されます。

当月分の保険料は50円割引となります。

振替日が休日の場合は、翌営業日に振替されます。

前納(6カ月・1年)の納付期限および口座振替日は、4月30日です。

申し込み方法

「国民年金保険料口座振替納付申出書」は、各金融機関、社会保険事務所、市民課および各支所市民サービス課に備え付けています。

申し込み用紙に基礎年金番号等必要事項を記入し、金融機関届出印を押印のうえ、金融機関または香川社会保険事務局普通事務所へお申し込みください。

また、「口座振替申し込み用紙」は、社会保険庁ホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)からもダウンロードできます。申し込み用紙に必要事項を記入のうえ、直接社会保険事務所へ持参または送付してください。

なお、口座振替が開始されるまで、申し込み後1～2カ月程度かかります。

口座振替が開始されるまでの間は、現金で納付していただくこととなりますのでご了承ください。

割引制度

お得な保険料の前納(まとめて前払い)がお勧めです!

～納付方法によって支払額も違います～

平成20年度	1カ月	6カ月	1年
現金支払い(月々)	14,410円	86,460円	172,920円
現金支払い(前納)	-	85,760円	169,850円
【割引額】	-	【700円】	【3,070円】
口座振替(前納)	14,360円	85,480円	169,300円
【割引額】	【50円】	【980円】	【3,620円】

国民年金は「お得」な制度です。「払い損」ではありません。

老後をずっと支える終身の年金...生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障です。
不測の事態に備える保険としての年金...公的年金制度の障害・遺族年金は20人に1人が受給
納めた保険料分は税金の負担が軽減...納めた保険料は、全額が税控除の対象となります。
生涯の年金額は保険料の1.7倍以上

20歳(1985年生) 保険料1,200万円 年金額2,100万円(1.7倍)

50歳(1955年生) 保険料600万円 年金額1,400万円(2.3倍)

納付期間、平均余命、物価上昇率など一定の条件のもとに厚生労働省が試算(平成16年)したものです。

(問い合わせ 市民課 73・3005
香川社会保険事務局普通事務所 0877・62・1660)

付加保険料

の納付もお勧めです!

月額400円の付加保険料を納付すると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加わります。

付加年金は「200円×納付月数」で計算されるため、2年以上の受給で支払った付加保険料以上の付加年金が受け取れます。

なお、付加保険料を納付される場合は、定額保険料(14,410円)を納付していただくことが条件となります。